

「親育ち講座」開催

「そんなのあるの？ あなたの家のしあわせな家事」

子育て中のお父さんお母さんを対象に、今知ってもらいたいこと、できることを「家族と家事」という視点からお話をさせていただきます。

● とき：令和3年10月20日（水） 午前10時～11時30分

● ところ：保健センターホール

● 講師：吉田尚子さん（1級家事セラピスト・保育士）

● 対象：0歳～3歳くらいのお子さんを子育て中の方

（お父さんだけ、夫婦そろっての参加も募集します）

● 定員：20名（託児は『ほけっこ』で10名まで受付）

● 申込み期間：9月17日（金）～10月6日（水）

★講座に参加できない方には、後日配信も行います★
申込み・問い合わせは下記（生涯学習課）までお願いします。QRコードからも申し込んでいただけます。ぜひお申込みください。



◆問い合わせ・申込み先

日野町教育委員会 生涯学習課

☎0748-52-6566

mail kik-syogai@town.shiga-hino.lg.jp

その屋外広告物 ルールを守っていますか？

日野町では滋賀県屋外広告物条例に基づき掲出できる
広告物の大きさや高さ規制があります。

自己の住宅や営業所等に自己の名称や店名、事業内容
などを掲出する場合（自家用広告物）は広告物が一定面積
以上であると許可が必要になります。また、自家用広告物
に該当しない場合は条例で除外されている広告物以外は許可が必要です。

必要な許可を得ていない場合は、条例違反となることがあります。詳しく
はお問い合わせください。

良好な景観形成と公衆への危害防止のためご協力よろしくお願ひします。

◆問い合わせ先 建設計画課 都市計画担当 ☎0748-52-6567

**屋外広告物
グリーンキャンペーン** 県内一斉
9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間

SDGsにつながる
取り組みを紹介

水資源の 危機にっつらて

地球上に存在する水の量は
どのくらいあるの？

地球上に存在する水の量は、
約14億㎓であるといわれています。
うち約97.5%が海水などで
あり、淡水は約2.5%しかありま
せん。

また、淡水の大部分は北・
南極地域の氷河で、地下水や河
川、湖沼などの淡水は、地球上
の水の約0.8%です。さらにこの
約0.8%の水のほとんどが地下水
で、2050年には世界の7割
の地域で地下水がなくなると言
われています。

バーチャルウォーター
とは

バーチャルウォーターとは、
食料を輸入している国（消費国）

において、「もしその輸入食料
を生産するとしたら、どの程度
の水が必要か」を推定したもの
です。例えば、1kgの肉を生産
するには、穀物が6～20kg必要
で、その穀物の生産にはおよそ
16,000ℓの水が使われています。
つまり、海外での水不
足の問題は、日本と無関係では
ないのです。

限られた水資源を
大切に使いましょう

普段何気なく使っている水道
水や飲み水は、無限ではなく限
られた資源です。無駄遣いをせ
ず、大切に使いましょう。



◆問い合わせ先

日野町エコライフ推進協議会事務局

住民課 生活環境交通担当

☎0748-52-6578



国民年金からののお知らせ

国民年金保険料の一部免除の承認を受けられた方へ 保険料の納付が必要です

国民年金保険料の免除申請をされた方のうち、全額免除に該当せず、一部免除（4分の3免除・半額免除・4分の1免除）が承認された方は、免除に該当しなかった部分の保険料を納付されないと未納期間として扱われることになり、将来支給される老齢基礎年金を受給するために必要な期間に計算されません。

また、未納期間があるとケガや病気で「万が一」のことがあっても、障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合があります。納期限から2年が経過すると時効により納めることができず、納付書がお手元にならない方は、草津年金事務所にご確認ください。

| 免除区分 | 保険料額 (令和3年度) |
|-------------|-----------------|
| 3 / 4 免除 | 月額 4,150円 |
| 半額 免除 | 月額 8,310円 |
| 1 / 4 免除 | 月額 12,460円 |

※令和3年度国民年金保険料は月額16,610円です。
※月額計算は、10円未満切り上げです

『扶養親族等申告書』は期限までに提出しましょう

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。（障害年金や遺族年金は課税されません）

課税対象者となる受給者の方（65歳未満の方は108万円以上、65歳以上の方は158万円以上）には、日本年金機構から「扶養親族等申告書」が送付されますので、提出期限までに日本年金機構へ提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決定されます。提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

◆問い合わせ先

● 一部免除について

草津年金事務所 国民年金課
☎077-567-2220

● 扶養親族申告書について

草津年金事務所 お客様相談室
☎077-567-1131

● 住民課 保険年金担当

☎0748-52-6584

みんなが支えあつ国民健康保険

「存じですか？」 ジェネリック医薬品

「ジェネリック医薬品」（後発医薬品）は、先に開発された新薬（先発医薬品）の特許期間終了後に製造・販売される医薬品です。厚生労働省が、これまで効き目や安全性が実証されてきた新薬と同等の効能を認めため、開発費が低く抑えられるため低価格になり、薬局などで支払う薬代の軽減につながります。

国民健康保険に加入されている方には、「ジェネリック医薬品希望シール」を配布しています。処方希望する際に医療機関などに提示して活用しましょう。

● どんな種類があるのか

ジェネリック医薬品は、高血圧や脂質異常症などさまざまな分野や症状に対応しています。内服薬だけでなく、外用薬や点眼薬などもあります。

● どうで処方するのか

薬局で調剤してもらうことができます。病院などでジェネリック医薬品を希望することを伝え処方してもらうか、薬剤師さんと相談のうえ、薬局で

ジェネリック医薬品に変えることができます。ただし、ジェネリック医薬品が発売されていない場合や、医師が「後発医薬品への変更不可」とした場合、処方を受けられません。

● 体に合うか不安なときは

急にジェネリック医薬品に切り替えるのが不安なときは、短期間からジェネリック医薬品を試すことができます。「分割調剤」が利用できます。使ってみて、体に合わないと感じたときには、もとの薬に戻すことも可能です。

● ジェネリック医薬品との差額をお知らせしています

現在服用されている新薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担が軽減できる方を対象に、軽減できる額（差額）をお知らせする「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を、年4回発行しています。お薬を選ぶ際の参考にしてください。



◆ 問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎0748-52-6584